

希望業種を変更する場合の提出書類について (物 品)

本市へ登録している希望業種を変更したい場合は、次の書類を更新申請と同時に提出してください。
(「希望業種変更調書」の提出が必要な変更は、希望業種(業種(大分類)、業種細区分(小分類))を変更する場合です。)

No.	提出書類	対 象	摘 要
I	希望業種変更調書(物品) (原本又は写し)	全業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定様式「希望業種変更調書(物品)」に必要事項を記入。 ・ 別紙「希望業種分類表(物品)」の取扱品名例を参考に、【希望業種】を記入。 ※ 希望業種は、業種(大分類)で1業種のみ申請できます。
II	登録証明 (登録証明書、 営業許可証明書等) (写し)	該当者のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録を希望する業種に必要な許認可、登録又は届出等(以下「許認可等」という。)が法令で定められている場合に提出。 ※ 別紙「(物品)業種区分及び許認可等一覧表」を参照。 ※ 契約締結先(本社又は委任先)が許認可等を受けていることが法令で定められている業種については、契約締結先のものを出してください。 ※ 申請月の月末までに有効期限が切れる場合は希望できません。 なお、有効期間の更新中の場合は、更新手続き中であることがわかる書類を提出してください。 ※ 商号・代表者の変更、一部業種の廃業等により、許可証明書等の当該箇所が現状と異なっている場合は、 変更の事実を確認できる書類(行政庁の受理印のある変更届など)の写しか、管轄の省庁等で最新の内容の証明等を取付したものの写し を提出してください。 (岡山市への変更届が未提出の場合は至急提出してください。)
III	印刷機械設備等 調書 (原本又は写し)	業種(大分類) 「1 印刷」の希望者	<ul style="list-style-type: none"> ※ 指定様式「印刷機械設備等調書」に必要事項を記入。 ※ 同一項目の別様式のものでも可。(商号又は名称を記入) ※ 次の書類は発注の際に参考にする場合がありますので提出してください。 ※ 記載内容については、審査の対象ではありません。

- ※ 登録している希望業種は、岡山市ホームページの有資格者名簿で確認できます。
- ※ 書類の不備、不足等がある場合は不受理となり、希望業種変更の結果に反映されません。
- ※ この希望業種変更調書における**希望業種変更の適用は、申請月の翌月**からです。更新期限月に更新した場合は、登録期間更新の適用日と異なります。岡山市ホームページに掲載の有資格者名簿で審査結果を確認する際はご注意ください。
- ※ この**希望業種変更調書の対象は、希望業種(業種(大分類)、業種細区分(小分類))の変更ですが、変更届等の対象(業種細区分の削除、取扱品名又は取扱メーカーの変更等)について記載があるときは、希望業種変更調書を変更届等の代替書類として取扱います。**この場合における変更届等の対象の適用日は、希望業種変更と同時(申請月の翌月)になります。
ただし、希望業種で必要な許可の喪失による場合は変更届のみの受付となります。更新申請後、変更が生じたときは遅滞なく「岡山市入札参加資格審査申請変更届」を提出してください。

希望業種変更調書(物品)

下記のとおり希望業種変更を希望します。

本社商号又は名称

- ※ 本調書の単独での受付は行いません。更新申請と同時に提出してください。
- ※ 希望業種変更調書の対象は、希望業種（業種（大分類）、業種細区分（小分類））の変更ですが、本市へ登録している変更届等の対象（取扱品名又は取扱メーカーの変更等）について記載がある場合は、希望業種変更調書を変更届等の代替書類として取扱います。

【希望業種】（業種（大分類）で1業種のみ希望可能。業種細区分（小分類）は希望するものすべて。）

業種	番号	業種名	業種細区分								
				A	B	C	D	E	F	G	H

下記は、発注の際に参考とさせていただくことがあります。記入してください。

取扱品名, 取扱メーカー

- ※ 取扱品名, 取扱メーカーは1マスに1文字とし、句読点等で区切って記入してください。
- 句読点や括弧等も、それぞれ1マス使用してください。
- ※ 希望する業種細区分（小分類）が「その他」の場合は具体的に記入してください。
- ※ 取扱品名又は取扱メーカーの変更は、変更届等により変更の手続きをしてください。

取扱品名(全角100文字以内)										取扱メーカー(全角100文字以内)									

業務形態

- 小売り
 卸売り
 メーカー
 製造請負
 その他 ()

(物品) 業種区分及び許認可等一覧表

※希望業種を新たに追加する場合は、業種細区分(小分類)の業務に対応した各種許認可等を証する書類を提出してください。

業種		許認可等の名称等	
大分類	業種細区分(小分類)	登録に必ず必要なもの	根拠法令
1	印刷	A 一般	
		B フルカラー	
		C フォーム	
		D シール・ラベル	
		E 陽画・マイクロ	
		F オンデマンド印刷	
		G 製本	
		H その他	
2	用紙	A 用紙	
		B 封筒	
3	OA機器	A パソコン・プリンター・周辺機器	
		B ソフトウェア(既製品)	
4	事務用品	A 各種文房具	
		B スチール製品	
		C 事務用機器	
		D 選挙用品	
		E その他	
5	印判	A 印章・ゴム印	
6	学校用品	A 学校用具	
		B 保育用具	
7	楽器	A 音楽ソフト	
		B 洋楽器	
		C 和楽器	
8	書籍	A 図書	
		B 図書券・図書カード	
		C 図書館用品	
9	衣料・繊維	A 事務服・作業服・防寒衣(縫製)	
		B 消防服(縫製)	
		C 白衣・調理服(縫製)	
		D 衣料(既製品)	
		E 寝具	
		F タオル等	
10	ゴム・皮革	A 靴・カバン・雨具	
		B 手袋類	
11	インテリア	A 木工家具(製造)	
		B カーテン・暗幕	
		C ステージ幕	
		D 一般家具	
		E 表具	

(物品) 業種区分及び許認可等一覧表

※希望業種を新たに追加する場合は、業種細区分(小分類)の業務に対応した各種許認可等を証する書類を提出してください。

業種		許認可等の名称等		
大分類	業種細区分(小分類)	登録に必ず必要なもの	根拠法令	
12	輸送機器	A 軽自動車		
		B 普通車		
		C 自転車・バイク		
		D 産業用車両		
		E 自動車用品・タイヤ		
		F 車輛整備	(下記のうちどちらか1つの許可等で登録可) ・自動車分解整備事業認証 ・自動車特定整備事業認証	・道路運送車両法
		G その他		
13	機械工具・器具	A ポンプ・バルブ類		
		B 電動工具		
		C 物置		
		D 駐車場・駐輪場システム		
		E 生ゴミ処理機		
		F その他		
14	電気機器	A 一般家電		
		B 視聴覚機器		
		C 視聴覚ソフト		
		D 電気機械器具		
		E 通信用機械器具		
		F その他		
15	時計・眼鏡	A 時計		
		B 眼鏡		
		C 貴金属		
16	測量・測定	A 測量・測定機器	(計量器を希望する場合) ・計量器製造業(修理業、販売業)届出	・計量法
17	医療・薬品	A 医療用機器		
		B 理化学実験機器		
		C 福祉・介護用品		
		D 保健器具		
		E 医薬品・試薬品	(下記のうちどれか1つの許可等で登録可) ・医薬品販売業許可 ・薬局開設許可 ・毒物劇物一般販売業登録	・薬事法 ・毒物及び劇物取締法
		F 医療用ガス		
		G 家庭用薬品・衛生材料		
18	化学工業薬品	A 工業薬品・防疫薬品		
19	写真関係	A カメラ・フィルム		
		B 現像焼付		
20	標識・看板	A 標識・看板		
		B 懸垂幕・ゼッケン		
		C バッジ・記章		
21	日用品・雑貨	A 日用品・雑貨・金物		
		B ビニール製品(製造)		
		C 合鍵		
		D 塗料		

(物品) 業種区分及び許認可等一覧表

※希望業種を新たに追加する場合は、業種細区分(小分類)の業務に対応した各種許認可等を証する書類を提出してください。

業種		許認可等の名称等	
大分類	業種細区分(小分類)	登録に必ず必要なもの	根拠法令
22 厨房	A 厨房機器		
	B 食器類		
23 運動用具	A 運動具		
	B 体育施設		
	C テント		
24 消防	A 消防ポンプ・消防自動車		
	B 消防用品		
25 石油	A ガソリン・軽油	(下記のうちどちらか1つの許可等で登録可) ・石油販売業届出 ・揮発油販売業登録	・石油の備蓄の確保等に関する法律 ・揮発油等の品質の確保等に関する法律
	B 重油	(下記のうちどちらか1つの許可等で登録可) ・石油販売業届出 ・揮発油販売業登録	・石油の備蓄の確保等に関する法律 ・揮発油等の品質の確保等に関する法律
	C 白灯油	(下記のうちどちらか1つの許可等で登録可) ・石油販売業届出 ・揮発油販売業登録	・石油の備蓄の確保等に関する法律 ・揮発油等の品質の確保等に関する法律
26 ガス	A 天然ガス		
	B 都市ガス		
	C プロパンガス	(下記のうちどちらか1つの許可等で登録可) ・高圧ガス販売業届出 ・液化石油ガス販売業登録	・高圧ガス保安法 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
	D ガス器具等		
27 農林関係	A 生花各種		
	B 種・苗・肥料等		
	C ペット用品・飼料		
28 贈答品	A 記念品・贈答品		
29 その他物品	A その他物品	(電力を希望する場合) ・小売電気事業者登録(「小売電気事業を営もうとする者の登録について」) ※ただし資源エネルギー庁のホームページ掲載の登録小売電気事業者一覧が最新であれば当該ページの写しで代替可	・電気事業法
30 不用品買受	A 金属スクラップ等	・金属くず取扱業届出	・都道府県金属くず取扱業条例
	B 自動車	・古物営業許可	・古物営業法
	C バイク	・古物営業許可	・古物営業法
	D 古紙		
	E その他		
31 原材料骨材	A 骨材		
32 原材料材木	A 材木		
33 原材料セメント	A セメント		
34 原材料乳剤	A 乳剤		
35 原材料上下水用機材	A 人孔鉄蓋		
	B 水道メーター		
	C その他		
36 原材料建材	A ガラス		
	B 畳		
	C その他		
37 原材料道路資材	A 道路資材		
38 その他原材料	A その他原材料		

印刷機械設備等調書

令和 年 月 日現在

申請者(本社商号又は名称)

設備の保有状況

注: 入札及び見積合せへの参加は、その物件に必要な印刷機械を有していることが条件となります。

1 印刷機 (コピー機)

印刷機・コピー機の別	機械の種類 オフセット(シート), オフセット(輪転), 活版, 陽画等の別	サイズ(判)	色数 (コピー機はカラー・白黒の別)	片面・両面の別	台数	メーカー名等

2 組版機

機械の種類	台数	メーカー名等
パソコン		
電子組版機		
電算写植機		
活版		

3 製本機

機械の種類	台数	メーカー名等
断裁機		
丁合機		
折り加工機		
とじ機		

4 その他の機械設備

機械の種類	台数	メーカー名等

●工場の所在地について、該当するものに○をしてください。

1. 契約締結先として登録した住所と同じ所にある。
2. 契約締結先とは別に岡山市内にある。

住所

3. 契約締結先とは別に岡山市外にある。

住所

※書ききれない場合は、別紙に記入のうえ裏面に添付してください。